別紙１

令和８～１０年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託仕様書

１　委託事業名

令和８～１０年度神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業業務委託（以下「本業務」という。）

２　目的

令和元年度にスタートした神栖市若手医師きらっせプロジェクト事業の充実を図り、医師・看護師等の医療従事者が市内医療機関で勤務することへの意欲を醸成し、以て新たな医師の確保と、医療体制の充足を図ることを目的とする。

３　委託期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

４　通則

（１）受託者（以下「乙」という。）は、各年度の事業開始前に、神栖市（以下「甲」という。）に業務実施計画書を提出し、詳細に協議を行い作業を進めるものとする。また、年度内において計画に変更が生じた場合には、甲と協議の上で対応すること。

（２）乙は、本業務の主旨を理解し、業務を進めること。

５　委託業務の内容等

各年度における基本的な業務内容は次のとおりとする。

業務区分	業務内容
（１）会議等	ア　全体会議・分科会 ①神栖市若手医師きらっせプロジェクト推進会議の全体会議及び分科会の運営支援を行うこと。 （主な業務） ・企画、情報分析、アドバイス ・開催案内及び出欠確認 ・資料の作成 ・設営会場設置、湯茶・弁当調達 ・記録写真・動画の撮影 ・議事録、サマリーの作成 ・傷害保険加入（委員対象） ②全体会議は委員２０人程度（うち委員長１人）、分科会は委員６人程度で構成される。なお、委員の選定は甲が行う。 ③各会議は市内公共施設で開催し、開催時間は１回あたり２時間程度とする。また、オンラインによる開催も想定されるため、使用するソフ

	トウェアの手配や参加者への周知等にも対応すること。 （各会議の開催数） ・全体会議　各年度２回程度 ・分科会　　各年度６回程度 ④全体会議・分科会の開催に係る委員長及び委員の報酬と費用弁償の合計額は次のとおり定額で積算するものとし、実際の支給額に応じて精算するものとする。 ・報　　酬　1,718,000 円（税別）／年 ・費用弁償　　572,000 円（税別）／年 イ　先進地視察 ①若手医師の教育研修の整備や医療従事者の確保策等を学ぶための視察先の提案及び実施、記録・検証を行うこと。 ②視察参加者は、市内医療機関の関係者 10～15 人程度を予定。 ウ　市民・医学生・医療者の交流事業 ①令和６年度の地域医療シンポジウムにおける「神栖宣言」の趣旨を踏まえ、市民・医学生・医療者などの地域の関係者が意見交換を行う事業を企画・運営すること。 （参考：Ｒ７） ・地域医療トーク＆トーク （主な業務） ・企画、情報分析、アドバイス ・開催案内及び出欠確認 ・資料の作成 ・設営会場設置、湯茶・弁当調達 ・記録写真・動画の撮影 ・議事録、サマリーの作成 ・傷害保険加入（市民・医学生対象） ・謝礼・交通費支払
（２）研修プログラムの充実	ア　臨床研修病院設置に向けた勉強会 ①臨床研修病院から教育環境整備の取り組みを学ぶ勉強会の運営支援を行うこと。出席者は、市内研修医療機関の事務職員を予定。 （主な業務） ・企画、情報分析、アドバイス ・開催案内及び出欠確認 ・資料の作成 ・設営会場設置、湯茶・弁当調達

<table>
<tr><td></td><td>・記録写真・動画の撮影
・議事録、サマリーの作成
・講師謝礼・交通費等の支払い</td></tr>
<tr><td>（３）研修会の実施</td><td><u>ア　研修会等</u>
①市の特性を踏まえて実施する次の研修会等の運営支援を行うこと。このほか、新たな事業の企画・提案も行うこと。
（研修会等）
<table>
<tr><th>事業名</th><th>内　容</th><th>参加者</th></tr>
<tr><td>熱傷・薬傷症例検討会</td><td>専門家から熱傷・薬傷の基本的な治療法等を学ぶ研修会</td><td>約 150 人／回
・市内医療機関
・企業
・消防　等</td></tr>
<tr><td>外国人診療向上セミナー</td><td>外国人診療に当たり、医療機関側が備えるべき対策の普及啓発を図る研修会</td><td>約 100 人／回
・市内外の医療機関　等</td></tr>
</table>
（主な業務）
・企画、情報分析、アドバイス
・開催案内及び出欠確認（オンライン参加者への対応）
・資料の作成
・設営会場設置、湯茶・弁当調達
・記録写真・動画の撮影
・議事録、サマリーの作成
・講師謝礼・交通費等の支払い

<u>イ　産業医学基礎研修会</u>
①鹿島医師会を主管として開催する産業医学基礎研修会に協力するため、受講者募集や取りまとめのほか、各種問い合わせに対応すること。
②各年度における開催見込み数等は次のとおりとする。
・開催日数：10 日間／年
・延べ受講者数：1,000 人／年（100 人／日）
・参加募集及び取りまとめの回数：5 回程度／年
③受講者のうち、市内医療機関の常勤医師に受講費の補助を行う。補助額は次のとおり定額で積算するものとし、実際の支給額に応じて</td></tr>
</table>

	精算するものとする。 ・市内常勤医師への受講費補助：429,000円（税抜）／年
（４）教育研修活動支援	<u>ア　きらっせプロジェクト交流会</u> ①市修学生と市内医療機関等との交流会の運営支援を行うこと。 （主な業務） ・企画、情報分析、アドバイス ・会場予約及び利用料の支払 ・開催案内及び出欠確認 ・資料の作成 ・設営会場設置、湯茶・弁当調達 ・記録写真・動画の撮影 ・議事録、サマリーの作成 ・傷害保険加入（市修学生対象） ②参加者は市修学生のほかに、神栖市若手医師きらっせプロジェクト推進会議委員、市内外医療機関関係者、医師会関係者など約５０人とし、市内医療機関での勤務やキャリア形成に関することをテーマに情報交換を行う。なお、会場は市内ホテルを予定している。 <u>イ　市修学生支援</u> ①地域医療実習 医師修学生を対象とした、市内医療機関の見学・実習の開催支援を行うこと。 ②その他の支援

支　援	業務内容
○面談訪問	医師・看護師修学生のキャリアプランに係る面談訪問を実施するに当たり、日程調整や交通・宿泊に係る予約・精算などを行うこと。
○活動費支援	医師・看護師修学生が交流会などの各種事業に参加する際の活動費（交通費・宿泊費）を支援すること。
○特産品送付	市に親しんでもらうため、医師修学生への特産品の送付等を実施すること。

（５）就業支援・雇用促進	ア　医師就業支援 ①研修会やホームページなどの問い合わせにおいて、市内勤務に興味を示した医師に対し、医療機関との面談調整やメール等による継続的な情報交換による就業支援を行うこと。 ②市内医療機関において特に充実が必要とされる診療科等の把握を行い、エージェント等を活用した就業支援を行うこと。 イ　看護職等への就業支援 ①次の対象者に向けた市内医療機関等との合同相談会の開催支援を行うこと。 （対象者） ・看護職・看護補助者、歯科衛生士として就職（新規・復職・転職）を希望する方 ・看護学生、看護学校等への進学希望者 （主な業務） ・企画、情報分析、アドバイス ・チラシ作成、広告掲載 ・開催案内及び出欠確認 ・資料の作成 ・設営会場設置、湯茶・弁当調達 ・記録写真・動画の撮影 ウ　きらっせプロジェクト特別プログラム ①（株）メルカリ、（株）鹿島アントラーズＦＣとの包括連携協定による「きらっせプロジェクト特別プログラム」の実施に向けた支援を行うこと。 （参考：Ｒ７）

ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	内容
特別ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑⅠ	看護学生の獲得、育成 （白十字看護専門学校にて実施） ○特別授業（３回） ○オープンキャンパスでの講演会（１回） ○学生ボランティア
特別ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑⅡ	産業医の育成・確保 ○アントラーズでの産業医学基礎研修会実地研修の受入

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>○観戦ツアー（研修受講対象）</td></tr>
<tr><td>特別ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑⅢ</td><td>地域医療を志す医学生との交流促進
○観戦ツアー（医学生対象）</td></tr>
</table>
（主な業務）
・企画、情報分析、アドバイス
・チラシ作成、広告掲載
・開催案内及び出欠確認
・資料の作成
・設営会場設置、湯茶・弁当調達
・記録写真・動画の撮影

エ　アピール対策事業
①分科会での協議を踏まえたアピール対策事業の実施に向けた支援を行うこと。
</td>
</tr>
<tr>
<td>（６）情報発信</td>
<td>
ア　共通事項
①全国の医学生、研修医、中堅医師、指導医等のベテラン医師、大学医局・教員など、各界各層が求めているものを的確に把握し、効果的にアピールできるよう、情報媒体や手法等を検討し実施すること。医師不足である当地域を取り巻く環境を注視し、有益な情報の収集及び提供を行うこと。

イ　ホームページ管理・運営
①上記アを踏まえた情報により神栖市の魅力をアピールできる内容を採用することとし、スマートフォン等のモバイル端末にも対応できるようにすること。
②アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮したページ導線とすること。なお、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考とすること。
③ホームページのシステム管理に変更を加える場合は、将来的にどの事業者でも行うことができるように作成すること。また、ホームページ上のコンテンツ、データについては、本業務の契約期間満了後にほかの事業者が受託することとなった際には、甲及び乙は協力して円滑な業務の引継ぎを行うこと。
④ホームページの管理運営に必要なサーバ類は乙が手配し、外部デー
</td>
</tr>
</table>

	タセンター等を利用する際の費用も乙が負担すること。なお、サーバーは日本国内に置くこと。 ⑤提供するホームページは、ウィルス対策やソフトウェアの脆弱性対策、不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全な情報セキュリティ管理をすること。 ⑥ウィルスや不正アクセス、システムの異常・障害が発生した場合、速やかに検知し、甲へ通報する仕組みを構築するとともに、乙において適切かつ速やかな問題解決を図ること。 ⑦運用保守上、計画的にホームページの公開を停止しなければならない場合は、事前に甲と協議するとともに閲覧者に影響の少ない時間帯に実施すること。 ⑧機密性確保のため、ホームページ上のコンテンツ更新はアクセス権限を持つ者のみが利用できる仕組みとし、また、不正アクセスやシステム障害等への対策としてユーザーのログイン・編集履歴等のログを収集し、分析可能な仕組みとするほか、その他情報漏洩対策を十分に講じること。 ⑨提供するホームページは、安定的な稼働管理をすること。 ⑩ホームページ稼動後に著しいレスポンス低下が発生した場合は、問題解決を図ること。なお、その際に発生する費用は乙が負担すること。 ⑪障害を検知した場合は、速やかに甲に報告するとともに、迅速に状況把握に努め、現状復旧させること。 ⑫市等から障害発見の連絡を受けた場合は直ちに対応できる体制を整えること。 ⑬障害対応完了後は、障害報告書を甲に提出すること。また、同様の障害が発生しないよう障害原因を分析し、再発を防止すること。 ⑭アクセス数や運用保守についての月次報告書を甲に提出すること。 ウ　パンフレット作成 ①きらっせプロジェクトを全国の若手医師・指導医・医師派遣元の医科大学・医師を志す学生にＰＲするためのパンフレットを作成し、配布すること。なお、内容については毎年度見直しを行い、編集すること。 （参考：Ｒ７実績） ・体裁等：Ａ4 版 28 ページ、フルカラー ・配布数：約 3,000 部 ・配布先：全国医科大学、県内臨床研修病院、関係医療機関、高校、市内協力企業、厚労省、県庁など ・内　容：市の魅力や市内医療機関で活躍する医師の紹介、各種支援制度の案内など

	エ　合同就職説明会等への出展 ①全国の医学生や研修医を対象とした合同就職説明会への出展に向けた支援を行うこと。 （主な業務） ・企画、情報分析、アドバイス ・市内医療機関への参加意向確認及び取りまとめ ・参加者との事前打ち合わせ ・出展ブース設置、湯茶・弁当調達 ・市内医療機関等の広報活動サポート ・記録写真・動画の撮影
（7）その他	ア　事務局設置 ①ホームページやチラシ等に関する問い合わせについて対応するため、担当者を配置し、専用の電話番号やメールアドレス等を用意すること。 ②オンラインで会議・研修会・打ち合わせ等を開催する場合、使用するソフトウェアは参加者の個人情報漏洩に十分配慮し、万全なセキュリティ対策を講じること。 イ　謝礼・交通費 ①協力団体や個人に対する謝礼・交通費については、上記に掲げたもの以外に、次のとおり定額で積算し、実際の支給額に応じて精算するものとする。 ・60,000円（税別）／年

6　秘密保持

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５７号)」、「神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和５年神栖市条例第３号)」及び「神栖市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

（１）推進会議、研修プログラム、ホームページ等に関する情報は原則として非公開とする。

（２）ホームページで取り扱う情報については、不正アクセスや情報漏洩のないよう適切な措置を講じること。

（３）本業務の遂行に際して知り得た情報については、他の目的での利用、第三者もしくは本業務に携わる人員以外の者に開示、漏洩してはならない。また、甲の許可を得ずに、複製、改変してはならない。

（４）乙は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、

作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。

（５）本業務に関する秘密保持は、本業務を完了し、又は解除した後もその効力を有する。

（６）本業務のため甲から提供された情報等については、業務完了後、速やかに返還するか、甲の指示に従い処理するものとする。

（７）本業務の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は乙と同様の秘密保持義務を負うものとする。

７　著作権の取り扱い

（１）本業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、甲に帰属するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（２）乙は、本業務にかかる著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

（３）第三者が保有する著作物の使用についての交渉や処理は乙が行うこととし、その経費は乙が負担するものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて乙の責任と費用負担で対応するものとする。

８　成果品

以下の成果品を電子データで納品すること。（納入先：神栖市役所地域医療推進課）

（１）業務実績一覧（任意様式）　１部

（２）支出額の内訳（任意様式）　１部

９　初期不良対応の影響排除

（１）乙は、本業務の実施及び運用開始に伴い、異常動作、性能低下等の悪影響が発生しないよう、十分注意すること。

（２）本業務において緊急時にも対応可能とするため、甲と連絡が取れる体制を整えること。連絡方法は甲が電話により事務所、又は予め取り交わした連絡先へ連絡することとし、連絡を受信した後は、速やかに障害に関する情報交換を可能とする体制を整えること。

10　その他

（１）本業務終了後、乙の責めに帰すべき事由による障害等が発生した場合は、速やかに是正措置を講じるとともに、これに要した費用はすべて乙の負担とする。

（２）障害対応を実施した場合において、乙は甲が指定する期日までに、障害を具体的内容、原因、実施した対処措置等を取りまとめた報告書を提出すること。

（３）本業務の実施に当たっては、甲と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。

（４）本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、甲及び乙双方の協議により本業務を進めるものとする。